

令和7年2月（第13回）役員会議事要旨

日 時 令和7年2月10日（月）13:00～14:20

場 所 ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を利用

出席者 8/8

那須学長、三村理事、菅理事、前田理事、袖山理事、阿部理事、佐藤理事、藤原理事

陪席者 松本監事、小原監事、佐藤（法）副理事、三村副理事

○ 議事要旨の確認

令和6年12月（第11回）及び令和7年1月（第12回持ち回り開催）の議事要旨（案）について、原案のとおり承認された。

○ 議 事

1 審議事項

（1）職員の懲戒処分について

学長から、教員の懲戒処分に係る概要について説明の後、学長の指名により、築島教員懲戒等審査委員会委員長から、経緯等に係る詳細について説明があった。懲戒処分の量定について審議の結果、戒告とすることを承認するとともに、今後の対応については原案のとおり進めることが了承された。

引き続き、学長から、職員の懲戒処分に係る概要について説明の後、学長の指名により、築島懲戒等審査委員会委員長から、経緯等に係る詳細について説明があり、懲戒処分の量定について審議の結果、停職4か月とすることを承認するとともに、今後の対応については原案のとおり進めることが了承された。

袖山理事から、当該職員の雇用期限が令和7年3月末までであることを踏まえた上で、停職4か月の処分の発効が適当であるかとの質問があり、おって委細を確認の上、雇用契約の更新を行わない旨の通知を含めて、適切に対応することとした。

（2）令和6年人事院勧告への対応について

三村理事から、資料1に基づき、令和6年人事院勧告への対応については、人件費影響額が前年度比2倍以上（約9億円）に上ることや、病院の業績不振に伴う法人全体の財務状況悪化の現状を踏まえて、慎重に検討を重ねていたところであるが、国の施策として賃上げが推進されていること、教職員の生活水準維持の必要性、若手を含めた優秀な人材確保等の様々な観点から、俸給表（全体平均+3.0%）については令和6年4月1日に遡及、賞与（+0.10月分/年）については令和6年12月期に遡及の上、人事院勧告に準拠して改訂する旨の提案があった。

また、令和7年度以降に影響する人事院勧告（給与制度のアップデート）のうち、俸給の大括り化については、俸給表改正に密接に関わることから直ちに準拠することとし、その他（通勤手当の引き上げや地域手当の見直し等）の勧告については、本学の給与制度として適切であるか引き続き慎重に検討の上、3月の本会議に諮る方針である旨の説明があった。

次に、袖山理事から、本学の財務状況（令和6年度運営費収支見込額、そこから人

事院勧告に準拠した場合の人件費影響額を差し引いた差引残高の見込、令和7年度運営費当初予算見込等)を踏まえた、人事院勧告に完全準拠した上での安定的な法人経営の見通しについて、病院の中期的な収支見込(新規入院患者数の順調な伸長等の要因から、2025年から2026年にかけて赤字が概ね解消し、その後、黒字化に転ずる見込み)について、説明があった。

さらに、袖山理事から、余裕金(寄付金)の期末残高見込みの今後の推移等に係る説明がなされ、中期的には、病院の業績回復を前提とした余裕金の残高回復が見込まれることから、今年度において人事院勧告へ完全準拠し、単年度で一時的に赤字となったとしても、本学の中長期的な経営状況に悪影響を及ぼさないと判断している旨の説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

(3) 諸規則の改正について(人事院勧告対応)

三村理事から、資料2に基づき、令和6年人事院勧告への対応並びに法令順守及び人材確保を目的とした非常勤職員に係る給与改定への対応のため、以下の規則等の一部改正について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

【規則】

(1) 国立大学法人岡山大学職員給与規則

- 1 社会情勢に鑑み、昇給基準を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため。
- 3 社会情勢に鑑み、俸給表を改定するため。

(2) 国立大学法人岡山大学役員給与規則

- 1 社会情勢に鑑み、役員の俸給月額を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、期末特別手当の支給割合を改定するため。
- 3 社会情勢に鑑み、非常勤役員手当を改定するため。

(3) 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則

社会情勢に鑑み、年俸額を改定するため。

(4) 国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則

- 1 社会情勢に鑑み、時間給を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、基本給を改定するため。

(5) 国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則

- 1 社会情勢に鑑み、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、俸給表を改定するため。

(6) 国立大学法人岡山大学契約職員就業規則

社会情勢に鑑み、外国人研究員俸給月額表を改定するため。

(4) 令和7年度国立大学法人岡山大学予算編成方針(案)について

袖山理事から、資料3に基づき、令和7年度は第4期中期目標期間の4年目であり、国の運営費の配分ルールに大きな変更はなく、本学としても中期目標・中期計画の着実な実現を目指すことに変更ないことから、本案については、前年度から構成上の変更等は行っていないこと、一方で、諸物価上昇、人件費増大等の社会的情勢を要因と

する厳しい財務状況を踏まえた支出削減や多様な収入の確保・増大等の取組を進める必要性の観点から、前年度版に対して、一定程度の加筆・修正を行った旨の原案の説明があり、審議の結果、承認された。

2 報告事項

- (1) 不正行為等に関する競争的研究費等の返還に係る損害賠償請求について
袖山理事から、本学元教員の不正行為等に起因して、本学が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）へ返還した競争的研究費等について、当該元教員に対し、返還金額相当額の損害賠償請求を行った旨の報告があった。

3 その他

- (1) 次回開催日について
今回は、令和7年3月3日（月）13時00分から開催することとなった。

以 上